２．新型コロナウイルス感染症対策に関する取組について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う取引への影響

- 新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、中小企業庁では経済産業大臣及び各業所管大臣名での配慮通達（2月、3月の2回）を発出し、4月以降、下請Gメン等による実態把握を行ってきた。（6月18日までに4,261件実施。）
- 下請Gメンヒアリング等において、親事業者が発注の継続により下請事業者の売上を確保するなどの好事例が見られる一方、「価格引下要請」「発注キャンセル」「支払期日の延長」「短納期発注」など、問題となり得る取引事例を把握。
- このため、６月上旬に、業所管省庁担当部局に対し、問題事例についての業界や事業者へのヒアリング、働きかけや指導を依頼。
- 今後、下請法上の問題となり得る事例に対しては、公正取引委員会とも連携し厳正に対処していく。

①下請ヒアリング等で把握した好事例

（）内は親事業者の業種／聴取時期

○ 新型コロナウイルス感染症の影響で発注量が減っているが、親事業者としても協力会社を失いたくないため、当社に対して通常の発注以外の「つなぎ」のための発注をする予定とのことだった。（自動車／５月）

○ 親事業者が自らの在庫となるにもかかわらず発注を続け、売上をカバーしてくれた。（産業機械／５月）

○ 親事業者は、自社の社員を一時帰休させてでも当社へ仕事を発注し続けてくれており、感謝している。（運送／５月）

○ 親事業者は、生産計画等の説明及び新型コロナウイルス感染症対策全般についての指導もしてくれている。（自動車／４月）

○ 親事業者の協力会からは、補助金情報や、書類作成の指導などあり、助かっている。（建設機械／４月）

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける期間限定として、4月支払分から60日サイトのファクタリング支払いが現金払いに変わった。非常にありがたい。（自動車／５月）

○ 従来、月末締め翌月末現金払いを、月に2回締め、15日後の現金払いに変更してもらうなど、親事業者から特別対応を図ってもらっている。（自動車／５月）

②下請ヒアリング等で把握した問題事例

（）内は親事業者の業種／聴取時期

価格引下要請

▲ 4月と5月に、親事業者2社から、価格決定後で既に生産に入っているものについての値引き要請を口頭で受けた。（繊維／６月）

▲ 自動車業界の取引先からは、コスト削減の要請が厳しくなってきており、従来に対して３割から5割削減するための提案を求めてきている。それもあまりスペックを落とさないでといった要求で、親事業者のエンドユーザーから役員名で要請がきている。（自動車／５月）

発注キャンセル

▲ 発注を受け、成形品の材料を手配後に取り消しとなり、交渉したが「他に流用して」とのことで材料の買い取りがなかった。約20万円の無駄な在庫増となった。（自動車／６月）

▲ ４月に納品したものについて、FAXで一方的にキャンセルされ、５月分の内示もゼロとなった。理由を聞いても親事業者は「ティア０と連絡が取れないので分からない」と言うのみだった。（自動車／５月）

支払期日の延長

▲ 親事業者から、ファクタリングのサイトを120日から160日に変更したいという要請があった。（電機・情報通信機器／５月）

短納期発注

▲ 親事業者もコストダウンを図るため相見積先を増やしており、値下げ競争が激化している上に、納期ギリギリまで価格が決まらないことが多く、結果短納期になっている。（自動車／５月）

▲ 急ぎの仕事にもかかわらず、支給材が遅れることがあり、結果的に短納期になることが起きている。（造船／５月）

（）内は親事業者の業種／聴取時期

商慣行上の問題の顕在化

▲ 毎月３ヶ月分の内示が出て、出荷の１週間前に正式発注がある。通常その数量差はわずか５％前後であるが、４月、５月は、内示に対して発注が大幅に落ち込み、在庫や仕掛かり品が発生した。材料や仕掛品を含めてすべて買い取ってくれるか不安である。（自動車／６月）

▲ 収録まで済んでいた番組が途中で中止となったため、それまでにかかった経費（140～150万円）が支払われていない。放送されなかった番組は、親事業者にも代金が入ってこないのだから、下請にも支払われないのがこの業界の慣習である。（放送／５月）

働き方改革への影響

▲ 親事業者の週休3日制導入に伴う労働時間の延長に対応するために時間外労働が発生することで、当社の働き方改革の阻害要因となることを懸念している。（電機・情報通信機器／５月）

しわ寄せの連鎖

▲ 昨年受注済みの機械について、新型コロナウイルス感染症の影響により製造工程を見直しせざるを得ず、数カ月分の遅れが発生。しかし、親事業者から当初決定された納期を厳守するように要請されている。同様に複数の親事業者から納期厳守の要請を受けており、当社から外注先にも無理を言わざるを得ない状況。（産業機械／４月）

▲ 複数の親事業者から値下げの要請があり、35%もの値下げを要請してくる親事業者もある。仕事を失いたくないので受けざるを得ない状況である。親事業者自体も発注元からの値下げ要請を受けている為、無理を承知で要請してくる。（自動車／５月）

【各省庁への依頼事項】

◆ 今後も、下請Ｇメンヒアリングや下請かけこみ寺相談情報を共有させていただく。共有する情報は、業界や事業者へのヒアリング、働きかけや指導に活用いただきたい。なお、下請法に違反する行為を把握した場合には、中企庁・公取委に報告願いたい。

(参考)「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業との取引に関する配慮について」

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業に対し、配慮を求める要請文を、業界団体等（約1,100団体）を通じて、親事業者に発出。※2月14日、3月10日の2回要請を実施。

令和2年２月１４日発出(第1回)

１．負担の押し付け

親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴って、下請　事業者に対し、

① 通常支払われる対価より低い対価による下請代金の設定

② 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託

など、負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること

２．継続的な取引の維持

親事業者においては、今回の新型コロナウイルス感染症により影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

令和２年３月１０日発出(第2回)

１．納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。

２．適正なコスト負担

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、原材料価格等の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請事業者に対し、下請代金の支払いに当たって追加コストの負担を行うこと。

３．迅速・柔軟な支払いの実施

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

４．発注の取消・変更への対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

３．新型コロナウイルス感染症下における
パートナーシップの重要性

新型コロナウイルス感染症下におけるパートナーシップの重要性

- 感染症の影響を乗り越えるため、大企業とのパートナーシップの下、中小企業への「取引条件のしわ寄せ」を防ぐとともに、事業継続に向け、テレワーク導入、サプライチェーン全体でのEDI化が必要。
- 他方、大企業との連携による社会課題の解決や、地域コミュニティへの貢献など、中小企業の強みを活かした新たな動きも現れ始めている。
- 感染症克服後に、日本経済を成長軌道に復帰させるとともに、地域社会を維持するためには、このような動きを後押ししていくことが必要。

大企業の協力による中小企業の弱みの補完

取引環境の悪化

過去も、景気が悪化した際に、「取引条件のしわ寄せ」が強まった。

・大企業も業況が悪化する中、下請事業者への取引上の配慮に取り組む企業も存在。

・他方で、大企業による「取引条件のしわ寄せ」の動きも出現。

テレワークの遅れ

事業継続には、中小企業のIT実装が不可欠。

・中小企業ではテレワークの導入が進まず。

※感染症拡大を防ぐため「在宅勤務・リモートワーク」を実施した企業
大企業：83%、中小企業：51%
（「第4回新型コロナウイルスに関するアンケート調査」 東京商工リサーチ）

・取引先から「紙ベースでの発注」が残り、電子文書による取引（EDI）の導入もこれから。

中小企業の強みを活かした新たな動き

連携による新たな動き

オープンイノベーションにより、感染症克服の必需物資を製造・開発。

・人工呼吸器メーカー（中小企業）が大手自動車メーカーTier1企業と連携し、量産化。

・大学、メガネフレームメーカーと町工場が連携し、フルフェイスシールドを開発・量産化。

地域を支える中小企業

コミュニティ機能の維持のため、中小企業が活躍。

・学校休校を受け、商店街で「キッズステーション」（託児施設）を設置。

・小規模飲食店向けにモバイルオーダーサービスシステムを開発。

・事業再開までの期間限定で、観光・飲食業の従業員を警備会社が雇用。

製品等の価格への転嫁の状況

- 中小企業の労働生産性は、実質労働生産性が上昇する中、価格転嫁力が低迷し、伸び悩んでいる。リーマンショック時には、中小製造業の価格転嫁力が大きく低迷。

従業員一人当たり名目付加価値額（労働生産性）上昇率とその変動要因

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」、財務省「法人企業統計年報」
（注1）2014年版中小企業白書における分析をもとに作成。価格転嫁力指標上昇率は、資本金2千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業、一人当たり名目付加価値額上昇率は、資本金1千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業としている。
（注2）価格転嫁力指標：販売価格の上昇率と仕入価格の上昇率の違いから、仕入価格の上昇分をどの程度販売価格に転嫁できているか（価格転嫁力）を数値化したもの。

価値創造企業に関する賢人会議「中間報告」のポイント

- 大企業と中小企業経営者が一堂に会する「価値創造企業に関する賢人会議」において（座長：三村日本商工会議所会頭）、本年2月に「中間報告」をとりまとめ。大企業と中小企業が共に稼げる「共存共栄」の関係の構築に向けて、施策の方向性を提示。

1．取引構造の課題と施策の方向性

課題

①「安価・高品質」の追求だけでなく、社会課題解決などの「価値あるもの」を「相応の価格」で提供する必要あり

②業界団体による「自主行動計画」では、個社の取組が比較できない

③Tier1企業とTier2以下の企業では売上高の伸び率に開きあり

施策の方向性

①系列・規模を超えた連携の促進（オープンイノベーション、M&A促進等）と、ドイツ型の共存共栄モデルの取り込み（独の中小企業は高い利益率）

②個社の「自主行動宣言」による取組の「見える化」

③サプライチェーンの頂点企業を軸に、「Tier N」から「Tier N+1」に共存共栄を浸透

2．個別取引の課題と施策の方向性

課題

①発注側が協議に応じず、価格転嫁できない

②知的財産権の取扱いが不明確

③適正な対価を伴わない働き方改革の「しわ寄せ」

施策の方向性

①「振興基準」に基づく指導・助言の徹底と、転嫁協議の促進

②知財専門の下請Gメン、契約の「ひな形」の作成

③下請Gメンによる指導、官公需発注の平準化

（参考）「パートナーシップ構築宣言」の状況について

- 製造業、建設業はじめ様々な業種の企業が宣言しており、**10月末時点で575社が登録**している。

4 建設業 64社

I・KIND株式会社（静岡）
青木あすなろ建設株式会社（東京）
阿部建設株式会社（北海道）
株式会社　飯沼工務店（埼玉）
井上建設株式会社（静岡）
羽後電設工業株式会社（秋田）
奥羽住宅産業株式会社（秋田）
鹿島建設株式会社（東京）
北野建設株式会社（長野）
株式会社ケージーエム（埼玉）
小杉造園株式会社（東京）
笹木産業株式会社（北海道）
株式会社三和工務店（静岡）
芝田重機有限会社（静岡）
シン建工業株式会社（埼玉）
大成建設株式会社（東京）
株式会社タザワ電気（京都）
第一建設株式会社（静岡）
株式会社辻工務店（三重）
東亜建設工業株式会社（東京）
東洋熱工業株式会社（東京）
戸田建設株式会社（東京）
株式会社南部電設工業（北海道）
株式会社橋本店（宮城）
八生建設株式会社（埼玉）
株式会社久本組（大阪）
株式会社不動建装（大阪）
株式会社プラステクト（静岡）
株式会社松下工務店（静岡）
みらい建設工業株式会社（東京）
株式会社山田組（静岡）
山本建設工業株式会社（千葉）
アイリ設備株式会社（静岡）
吾妻工業株式会社（埼玉）
新井工業株式会社（埼玉）
稲沢建設株式会社（愛知）
株式会社イートン（静岡）
株式会社エムアンドエー（兵庫）
株式会社大林組（東京）
川本工業株式会社（神奈川）
株式会社熊谷組（東京）
株式会社弘電社（東京）
サイカン工業株式会社（埼玉）
三機工業株式会社（東京）
四国通建株式会社（愛媛）
清水建設株式会社（東京）
株式会社ソネック（兵庫）
株式会社高脇基礎工事（埼玉）
谷庄建設株式会社（滋賀）
千代田興業株式会社（秋田）
株式会社ディスプレイイトー（埼玉）
東建工業株式会社（福岡）
有限会社トシズ（静岡）
中野プランツ株式会社（兵庫）
株式会社榛原電業（静岡）
株式会社長谷駒組（秋田）
pine village株式会社（静岡）
株式会社フジタ（東京）
株式会社FLYUP（静岡）
松浦建設株式会社（北海道）
宮坂建設工業株式会社（北海道）
株式会社森組（大阪）
株式会社ヤマト（群馬）
株式会社リヴィトップ（静岡）

（参考）下請関連法制の概要

下請代金支払遅延等防止法について

- 下請法は、**①取引の内容**（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と**②資本金の規模**によって、**「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ**、**親事業者の義務と禁止行為を規定**

親事業者の義務

(1)注文書の交付義務　（法第3条）

(2)書類作成・保存義務　（法第5条）

(3)下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2）

(4)遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条(上記(1)) 及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）

親事業者の禁止行為　（法第4第1項及び第2項の各号）

(1)　受領拒否の禁止
(2)　下請代金の支払遅延の禁止
(3)　下請代金の減額の禁止
(4)　返品の禁止
(5)　買いたたきの禁止
(6)　購入強制・利用強制の禁止
(7)　報復措置の禁止
(8)　有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
(9)　割引困難な手形の交付の禁止
(10)　不当な経済上の利益の提供要請の禁止
(11)　不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

中小企業庁長官
禁止行為に違反がある場合は
公正取引委員会へ措置請求
（法第6条）

→

公正取引委員会
違反行為を是正するよう勧告
（法第7条）

下請代金支払遅延等防止法について

- 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めるため、下請法で**①報告徴収権**（書面調査等）及び**②立入検査権**が付与

中小企業庁　　**中小企業庁・経済産業局**

書面調査

親事業者　**50,146社**
下請事業者　**236,732社**

下請事業者からの申告

173件

親事業者に対する立入検査

立入検査　**841件**

4つの義務、11の禁止事項について、書面調査、申告情報、Gメン情報等を下に企業選定し、立入検査を実施。

指導文書

書面交付義務違反の疑いある親事業者に電話聴取し、違反が確認された31社に指導文書を発出　（※）

※平成30年度以降、より実効性の高い改善を目的として取扱いを改めたもの。

改善指導

親事業者**688社**に改善指導を書面により実施

例えば、
不当な減額等については、
返還を指導しており、
親事業者174社から
約1.2億円
を返還等させました。

公正取引委員会への措置請求・公表

重大な違反行為に対し実施

※令和2年6月１日に、株式会社コモディイイダ（食料品等の小売業）に減額の禁止行為が認められたことから措置請求を実施。

公正取引委員会による勧告・公表

※数字は令和元年度実績

下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行等を具体的に提示。
- 下請中小企業振興法第3条により、経済産業大臣が定めることとされている「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」。

1. 取引先の生産性向上等への協力

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

2. 情報化への積極的対応

- 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善を行う。
- 中小企業共通EDIなどによる電子受発注を行う。
- 電子的な決済等を行う。

3. 合理的な原価低減要請

- 親事業者は、原価低減要請を行うに当たっては、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く要請と受け止められることがないよう、合理性の確保に努める。

4. 取引対価への労務費上昇分の影響の考慮

- 人手不足や最低賃金の引き上げ等に伴う労務費上昇について、その影響を十分に加味して取引対価の見直しの協議を行う。

5. 下請代金の支払条件改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 手形等を振り出す場合、現金化に係る割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形サイトは段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努める。

6. 型取引の適正化

- 双方で事前協議の上、必要事項の書面化を行う。
- 型製作相当費の一括払いや前払いに努めること。
- 親事業者は、型代金等、型の保管費用を支払う。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行い、廃棄に要する費用を支払う。
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」に基づき、型の廃棄・返却、保管に関する諸手続きを行う。
- 親事業者は、型に係る知財・ノウハウの侵害をせず、利用に当たっては適正対価を支払う。

7. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること。

8. 「天災等」への対応

- 事前対策として、BCPの策定、BCMの実施に努めること。
- 事後対策として、下請事業者は、親事業者へ被害状況を通知すること。親事業者は、下請事業者に負担を押し付けないとともに、被災事業者との取引継続に努めること。

（参考）下請かけこみ寺（相談窓口）

下請かけこみ寺（事業内容）

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置しています。

企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ＡＤＲ）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。

相談者（中小企業）

下請かけこみ寺

一般的な取引に関する相談	親事業者との交渉方法等、適切な助言を行い、解決へと導く
下請代金支払遅延等防止法・独占禁止法に関する相談	法令違反が疑われる場合は、速やかに経済産業局に相談案件を取り次ぐ
裁判外紛争解決を希望する場合	希望者の所在地を勘案し、調停人（弁護士）を紹介
無料弁護士相談を希望する場合	希望者の所在地を勘案し、最寄りの弁護士事務所を紹介
運送業の取引に関する相談	適正取引相談窓口を紹介
建設業の取引に関する相談	駆け込みホットライン、建設業取引適正化センター又は建設紛争工事審査会を紹介

下請かけこみ寺HP：http://zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm

下請かけこみ寺（相談業務）

●相談員等による相談対応件数

	下請代金法関係	建設業関係	運送業関係（代金法除く）	その他	消費税関係	合計
平成25年度	858	1,075	153	2,896	-	4,982
平成26年度	898	1,170	159	3,149	97	5,473
平成27年度	678	1,295	175	3,613	64	5,825
平成28年度	812	1,395	204	4,130	42	6,583
平成29年度	997	1,560	211	4,055	15	6,838
平成30年度	1,151	1,814	365	5,018	33	8,381
令和元年度	1,058	1,891	482	5,945	74	9,450

※「その他」には、下請代金支払遅延等防止法が適用されない中小企業同士のトラブルの他、法令等に関する一般的な質問等も含まれる。

●弁護士無料相談件数

相談者の所在地に最も近い弁護士（全国に500名超の弁護士を登録）を紹介、弁護士が踏み込んだ相談対応を実施。

平成25年度相談件数　：711件
平成26年度相談件数　：681件
平成27年度相談件数　：743件
平成28年度相談件数　：627件
平成29年度相談件数　：601件
平成30年度相談件数　：513件
令和元年度相談件数　：474件

下請かけこみ寺（裁判外紛争解決(ADR)手続き）

- 下請かけこみ寺では、取引関連の企業間トラブルを、裁判ではなく、**専門的な知識を有する公正な第三者（弁護士）による調停**によって、**簡易迅速に紛争を解決**
- **全国に約540名の弁護士を登録**し、**調停費用も無料**で実施

- 紛争当事者間の和解の仲介を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外に知れ渡ることはありません。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- 短期間で調停手続きが進められます。（一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。）
- 費用は無料です。

■ADRの実績件数

平成25年度　：32件
平成26年度　：　9件
平成27年度　：17件
平成28年度　：21件
平成29年度　：14件
平成30年度　：18件
令和元年度　：22件